令和　８年（ケ）第　　３８号

期　間　入　札　の　公　告

令和　８年１１月１１日
横浜地方裁判所小田原支部民事部
裁判所書記官　椎　野　優　子

別紙物件目録記載の不動産を下記のとおり期間入札に付します。

記

入札期間	令和　８年１２月　３日から 令和　８年１２月１０日　午後　５時００分まで	
開札期日	日　時 場　所	令和　８年１２月１６日　午前１０時００分 横浜地方裁判所小田原支部売却場
売却決定期日	日　時 場　所	令和　９年　１月　５日　午前　９時５０分 横浜地方裁判所小田原支部民事部
特別売却実施期間	令和　８年１２月２３日　午前１０時００分から 令和　８年１２月２３日　午後　３時００分まで	
買受申出の保証の提供方法	下記のいずれかによる。 （１）当裁判所の預金口座に金銭を振り込んだ旨の金融機関の証明書。 （２）銀行，損害保険会社，農林中央金庫，商工組合中央金庫，全国を地区とする信用金庫連合会，信用金庫又は労働金庫の支払保証委託契約締結証明書。	
買受申出の資格の制限（民事執行規則３３条）	☆印を付した物件は農地であるので，権限を有する行政庁の交付した買受適格証明書を有する者及び買受けについて農地法上の許可又は届出を必要としない者に限り，買受申出をすることができます。	

一般の閲覧に供するため，物件明細書・現況調査報告書・評価書の各写しを令和　８年１１月１１日から当庁物件明細書等閲覧室に備え置きます。　なお，特別売却実施期間中の買受申出の受付は，午前１０時から午後３時までの間（ただし，午後０時１５分から午後１時までの間を除く。）に行います。

物件番号	売却基準価額（円） 買受可能価額（円）	一括 売却	買受申出保証額（円）	令和７年度	
				固定資産税（円）	都市計画税（円）
1, 2	14, 030, 000 11, 224, 000	一括	2, 806, 000	81, 117	不明
1	10, 720, 000				
2	3, 310, 000				
備考					

令和　８年（ケ）第　　３８号

物　件　目　録

１　所　　在　　中郡大磯町高麗一丁目

　　地　　番　　７番１

　　地　　目　　宅地

　　地　　積　　１２１．８６平方メートル

２　所　　在　　中郡大磯町高麗一丁目７番地１

　　家屋　番号　　７番１

　　種　　類　　居宅

　　構　　造　　木造スレート葺３階建

　　床　面　積　　１階　５２．１７平方メートル
　　２階　１９．８７平方メートル
　　３階　３３．１２平方メートル

令和　８年（ケ）第　　３８号

物　件　明　細　書

令和　８年１０月１３日
横浜地方裁判所小田原支部民事部
裁判所書記官　椎　野　優　子

1　不動産の表示
【物件番号１，２】
別紙物件目録記載のとおり

2　売却により成立する法定地上権の概要
なし

3　買受人が負担することとなる他人の権利
【物件番号１，２】
なし

4　物件の占有状況等に関する特記事項
【物件番号２】
本件所有者が占有している。

5　その他買受けの参考となる事項
なし

《注　　意　　書》

1　本書面は，現況調査報告書，評価書等記録上表れている事実等を記載したものであり，関係者の間の権利関係を最終的に決める効力はありません（訴訟等により異なる判断がなされる可能性もあります）。

2　記録上表れた事実等がすべて本書面に記載されているわけではありませんし，記載されている事実や判断も要点のみを簡潔に記載されていますので，必ず，現況調査報告書及び評価書並びに「物件明細書の詳細説明」も御覧ください。

3　買受人が，占有者から不動産の引渡しを受ける方法として，引渡命令の制度があります。引渡命令に関する詳細は，「引渡命令の詳細説明」を御覧ください。

4　対象不動産に対する公法上の規制については評価書に記載されています。その意味内容は「公法上の規制の詳細説明」をご覧ください。

5　各種「詳細説明」は，閲覧室では通常別ファイルとして備え付けられています。

令和　８年（ケ）第　　３８号

物　件　目　録

１　所　　在　　中郡大磯町高麗一丁目

　　地　　番　　７番１

　　地　　目　　宅地

　　地　　積　　１２１．８６平方メートル

２　所　　在　　中郡大磯町高麗一丁目７番地１

　　家屋　番号　　７番１

　　種　　類　　居宅

　　構　　造　　木造スレート葺３階建

　　床　面　積　　１階　５２．１７平方メートル
　　２階　１９．８７平方メートル
　　３階　３３．１２平方メートル

令和８年(ケ)第３８号
令和８年６月１１日受理
令和８年７月１４日提出

現況調査報告書

横浜地方裁判所　小田原支部
執行官　野口　慎也

（注）チェック項目中の調査結果は，「■」の箇所の記載のとおり

令和　8年（ケ）第　　38号

物　件　目　録

1　所　　在　　中郡大磯町高麗一丁目

　　地　　番　　7番1

　　地　　目　　宅地

　　地　　積　　121．86平方メートル

2　所　　在　　中郡大磯町高麗一丁目7番地1

　　家屋　番号　　7番1

　　種　　類　　居宅

　　構　　造　　木造スレート葺3階建

　　床　面　積　　1階　52．17平方メートル
　　2階　19．87平方メートル
　　3階　33．12平方メートル

不動産の表示	「物件目録」のとおり
住居表示	神奈川県中郡大磯町高麗一丁目３番１号
土地	物件１
現況地目	■宅地（物件１）　□公衆用道路（物件　　）　□　　（物件　　）
形状	□公図のとおり　　□地積測量図のとおり ■建物図面（各階平面図）のとおり　　□土地建物位置関係図のとおり □
占有者及び占有状況	■土地所有者Ａ　　□その他の者 上記の者が本土地上に下記建物を所有し，占有している □「占有者及び占有権原」のとおり
下記以外の建物（目的外建物）	■ない □ある（詳細は「目的外建物の概況」のとおり）
その他の事項	
建物	物件２
種類，構造及び床面積の概略	■公簿上の記載とほぼ同一である □公簿上の記載と次の点が異なる（□主たる建物　　□附属建物） □種　類： □構　造： □床面積：
物件目録にない附属建物	■ない □ある　種　類： 構　造： 床面積：
占有者及び占有状況	■建物所有者Ａ　　□その他の者 上記の者が本建物を住居として使用している □「占有者及び占有権原」のとおり
上記以外の敷地（目的外土地）	■ない □ある（詳細は「目的外土地の概況」のとおり）
その他の事項	
執行官保管の仮処分	■ない　　地方裁判所　　支部　平成　　年(　)第　　号 □ある　保管開始日　平成　　年　　月　　日
土地建物の位置関係	■建物図面（各階平面図）のとおり　　□土地建物位置関係図のとおり

（注）チェック項目中の調査結果は，「■」の箇所の記載のとおり

関　係　人　の　陳　述　等

陳　述　者 （当事者等との関係）	陳　述　内　容　等
■A （債務者兼所有者）	1　私は、本件建物及び土地の所有者です。 私は、平成１７年２月の新築当時から現在に至るまで本件建物に家族と共に居住しています。 2　本件建物について、排水・水回りのトラブルはありません。雨漏りもありません。建物の傾斜や壁穴・大きなひび等もありません。 唯一不具合があるのは、台所にある水道の蛇口から水がポタポタ垂れるくらいです。多分パッキンが壊れていると思うので、近々修理する予定です。 ペットは飼っていません。 3　お隣さんのブロック塀が境界杭を５ｃｍ程超えて私の土地に入っているのですが、私自身そこまで気にしているわけではないので、その件で特にお隣さんと言い争いとか裁判沙汰になっているとかはないです。 4　本件建物には、床暖房やソーラーパネルといった設備はありません。 本件建物は国道１号線沿いにありますが、本件建物は防音対策をしっかりしているので、自動車の騒音は気になりません。 5　他に、住んでいて気になる点はありません。

（注）チェック項目中の調査結果は，「■」の箇所の記載のとおり

執　行　官　の　意　見

1　本件建物及び土地の状況は、建物図面（各階平面図）、概略間取図及び添付した写真のとおりである。

2　本件建物及び土地の占有者及び占有状況は、関係人の陳述及び立入調査の結果から２枚目記載のとおりである。本件建物は、所有者であるＡが住居として占有しているものと認める。

3　本件建物内部を立ち入り調査時に目視により確認した範囲においては、経年劣化による汚損や損傷が認められるものの躯体に関わる大きな損傷等は認められなかった。

4　評価人の調査によれば、２階納戸（２か所）及び３階ロフトについて、いずれも天井高が１．４ｍ未満であり、またロフトは一方が開放しているので、いずれも階層・床面積に算入しない。

5　評価人の調査によれば、本件土地は、北西側で国道（建築基準法４２条１項）及び南西側で町道（建築基準法４２条１項）にそれぞれ接している。

（注）チェック項目中の調査結果は，「■」の箇所の記載のとおり

（調査経過用）

調査の経過		
調査の日時	調査の場所等	調査の方法等
令和８年６月１２日（金） 11:33－11:38	横浜地方法務局 西湘二宮支局	全部事項証明書申請受領
令和８年６月１２日（金） 12:35－12:39	目的物件所在地	外観調査　占有調査 写真撮影 通知書投函
令和８年６月１９日（金） 11:35－11:37	目的物件所在地	通知書再度投函
令和８年７月６日（月） 15:40－16:09	目的物件所在地	立入調査（評価人同行）占有調査 写真撮影　Ａから事情聴取

（特記事項）

□　令和　年　月　　日

目的物件は不在で施錠されていることも予想されたので，立会人及び解錠技術者を同行して臨場した。

□　令和　年　月　　日

目的物件は不在で施錠されていたので，立会人　を立ち会わせ，技術者に解錠させて建物内に立ち入った。

□　令和　　年　　月　　日

休日・夜間執行許可の提示をした。

（注）　チェック項目中の調査結果は，「■」の箇所の記載のとおり

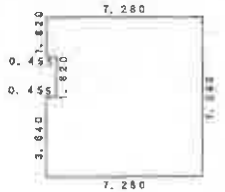
登記年月日：平成17年3月2日

建物図面
各階平面図

家屋番号	7番1
建物の所在	中郡大磯町高麗１丁目７番地１

308014 各階平面図

1階



求積表

0.455	× 1.820 =	0.828100	
6.825	× 7.280 =	49.686000	
0.455	× 3.640 =	1.656200	
	合計	52.170300	
	床面積	52.17㎡	

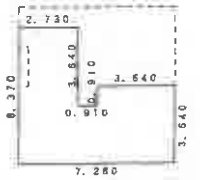
2階



求積表

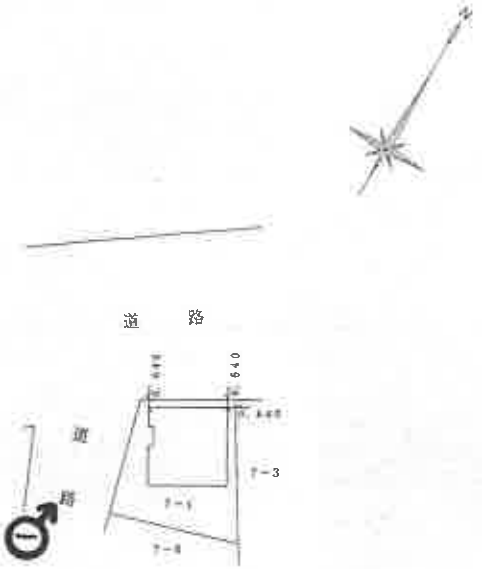
2.730	× 0.910 =	2.484300	
4.550	× 3.640 =	16.562000	
0.910	× 0.910 =	0.828100	
	合計	19.874400	
	床面積	19.87㎡	

3階



求積表

3.640	× 2.730 =	9.937200	
2.730	× 3.640 =	9.937200	
3.640	× 3.640 =	13.249600	
	合計	33.124000	
	床面積	33.12㎡	



○は写真撮影位置・方向

本図面は，A3判をA4判に縮小したものである。

平成弐拾七年参月弐日 登記

作製者	[redacted]	縮尺 1/250
申請人	[redacted]	縮尺 1/500

これは図面に記録されている内容を証明した書面である。
（横浜地方法務局西湘二宮支局管轄）
令和8年3月23日 東京法務局
登記官 [redacted]

1-6（枚目）

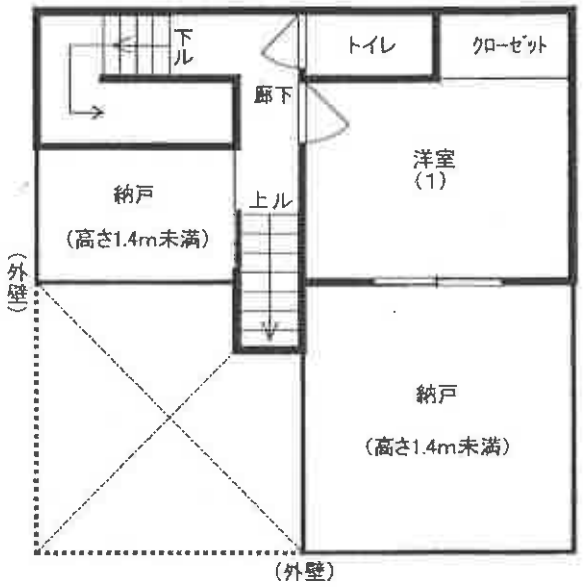
請求番号：31-3

←○は写真撮影位置・方向

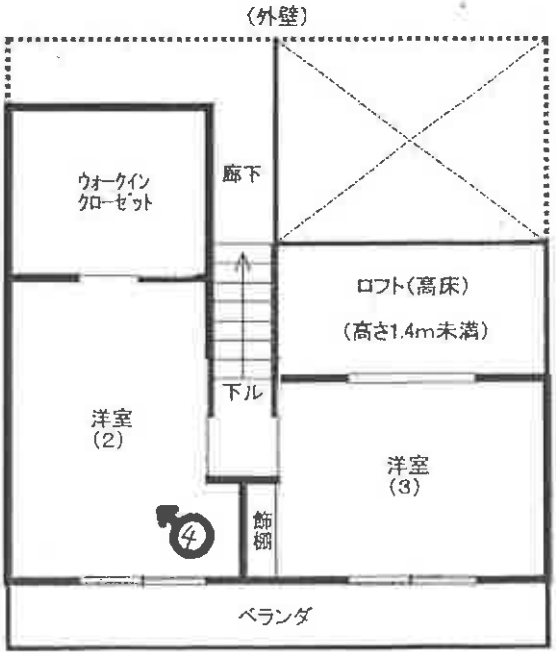
概略間取図



1階



2階



3階

①



②



③



④



⑤



⑥



令和８年（ケ）第３８号
令和８年１０月９日 評　価

横浜地方裁判所小田原支部

上　申　書

評価人　不動産鑑定士
今　井　孝

令和８年（ケ）第３８号事件記載の評価内容につき、下記の如く修正致したく、上申致します。

記

第１　評価額

一括価格（合計）	
金１４，０３０，０００円	
内　訳　価　格	
物件１（土地）	金１０，７２０，０００円
物件２（建物）	金３，３１０，０００円

第５　評価額算出の過程

２．評価額の判定

前記により求めた価格を基に、土地については土地利用権等価格を控除し、建物についてはその土地利用権等価格を加算し、さらに競売市場修正等を施して、下記のとおり評価額を求めた。

①　土地利用権等価格

物件番号	建付地価格（円）	土地利用権等割合（注）		土地利用権等価格（円）
1	17,020,000	× 0.10	場所的利益	＝ 1,700,000

（注）土地利用権等割合：土地利用権等を場所的利益と判定し、その割合を 10％と査定した。

②　内訳価格及び一括価格

物件番号	基礎となる価格（円）	土地利用権等価格の控除及び加算（円）	占有減価修正	市場性修正	競売市場修正	その他の控除	評価額（円）
1	17,020,000	－ 1,700,000		× 1.0	× 0.7		＝ 10,720,000
2	3,030,000	＋ 1,700,000	× 1.0	× 1.0	× 0.7		＝ 3,310,000
一括価格（合計）							＝ 14,030,000

占有減価修正：必要なしと判定した。

市場性修正：必要なしと判定した。

競売市場修正：－30％と判定した。

その他の控除：必要なしと判定した。

以　　上

令和８年（ケ）第３８号
令和８年７月６日　現地調査
令和８年７月16日　評　　価

横浜地方裁判所小田原支部

評　　価　　書

評価人　不動産鑑定士

今　井　　孝

第１　評価額

一 括 価 格（合計）	
金１４，０３０，０００円	
内　　訳　　価　　格	
物 件 １（土地）	金４，１７０，０００円
物 件 ２（建物）	金９，８６０，０００円

① 一括価格は、物件１、２の各不動産について、一括売却（民事執行法第６１条本文）を行うことを前提とした場合の合計価格である。

② 内訳価格は、配当等の判断のために一括価格の内訳として算出した価格である。

③ 物件１の内訳価格は物件２のための土地利用権等価格を控除した価格であり、物件２の内訳価格は当該土地利用権等付建物としての価格である。

第２　評価の条件

１．　本件評価は、民事執行法により売却に付されることを前提とした適正価格を求めるものである。したがって、求めるべき評価額は、一般の取引市場において形成される価格ではなく、一般の不動産取引と比較しての競売不動産特有の各種の制約（売主の協力が得られないことが常態であること、買受希望者は、内覧制度によるほかは物件の内部の確認が直接できないこと、引渡しを受けるために法定の手続をとらなければならない場合があること、目的物の種類又は品質に関する不適合には担保責任がないこと等）等の特殊性を反映させた価格とする。

２．　評価は、目的物件の調査時点における現状に基づいて行うものであり、調査日以降発生した物件の現状変更については考慮していない。

３．　現地での物件調査は、原則として目視可能な部分に限定される。

４．　物件に関する情報提供の内容は、民事執行法 58条 4項に定める場合を除いて、原則として公共機関で公開された資料に基づくものである。

第３　目的物件

<table>
<tr><th>物件番号</th><th>登　　記</th><th>現　　況</th></tr>
<tr><td>1</td><td rowspan="2">次頁物件目録記載のとおり</td><td></td></tr>
<tr><td>2</td><td>住居表示　　中郡大磯町高麗一丁目３番１号</td></tr>
<tr><td colspan="3">特　　記　　事　　項</td></tr>
<tr><td colspan="3">なし</td></tr>
</table>

＊現況欄に記載のない事項については、ほぼ登記記載と同じである。

令和　８年（ケ）第　　３８号

物　件　目　録

１　所　　在　　中郡大磯町高麗一丁目

　　地　　番　　７番１

　　地　　目　　宅地

　　地　　積　　１２１．８６平方メートル

２　所　　在　　中郡大磯町高麗一丁目７番地１

　　家屋　番号　　７番１

　　種　　類　　居宅

　　構　　造　　木造スレート葺３階建

　　床　面　積　　１階　５２．１７平方メートル
　　２階　１９．８７平方メートル
　　３階　３３．１２平方メートル

第４　目的物件の位置・環境等

１．土地の概況及び利用状況等（物件１）

位置・交通	ＪＲ東海道本線「大磯」駅の北東方約 1.6㎞（道路距離）、バス停「化粧坂」の北東方約 40～100ｍ（同前）で、徒歩約 1分	
付近の状況	国道１号沿いに一般住宅、店舗、飲食店舗、交番、公園等が混在する地域	
主な公法上の規制等 （道路の幅員等の個別的な規制を考慮しない一般的な規制）	都市計画区分	市街化区域
	用途地域	第１種住居地域
	建蔽率	60%（角地・準防火地域に付基準建蔽率 80%）
	容積率	200%
	防火規制	準防火地域
	その他の規制	①第２種高度地区 ②埋蔵文化財包蔵地に該当する。（遺跡№107）
画地条件	規模	121.86㎡
	形状	ほぼ台形
	間口・奥行	北西側間口約 8.7ｍ、奥行約 11～ 13ｍ
	地勢	ほぼ平坦、隣接地とはほぼ等高に接面している。
接面道路の状況	北西側標準幅員約 15ｍ舗装国道（１号：建築基準法第42条 1項）とほぼ等高に約 8.7ｍ接面し、南西側幅員約 6～ 9ｍ舗装町道（21号線：同前）とほぼ等高に約 11ｍ接面する角地である。南西側町道内両側端に水路がある。	
土地の利用状況等	物件２の建物敷地等として利用されている。 建物の配置は附属資料建物図面写の通り。	
供給処理施設	上水道	あり
	都市ガス	なし（プロパンあり）
	下水道	あり
特記事項	① 上水道は隣家と一緒になって本管から引き込まれ、途中で分岐している。 ② 景観計画、景観条例等　　③ 宅地造成等工事規制区域 ④ 目的物件は、大磯町洪水ハザードマップの浸水想定区域該当しており注意を要する。	

２．建物の概況及び利用状況等（物件２）

区　　分	主である建物	
建築時期及び残存耐用年数	建　築　年　月　日	平成17年2月28日新築（登記記載）
	経　過　年　数	約22年
	経済的残存耐用年数	約 8年
仕　　様	構　　造	木造３階建
	屋　　根	スレート葺
	外　　壁	パネルボード等
	内　　壁	クロス貼り等
	天　　井	クロス貼り等
	床	フローリング等
	設　　備	キッチン、浴室、洗面所、トイレ×2等
	そ の 他	ＷＩＣ（ｳｫｰｸｲﾝｸﾛｰｾﾞｯﾄ）、納戸×2、ロフト等
床面積（現況）	１階 52.17㎡、２階 19.87㎡、３階 33.12㎡、延床面積 105.16㎡　物件目録記載と同じ（増改築等なし）	
現況用途等	種　　類	居宅
	間 取 り	３ＬＤＫ＋ＷＩＣ＋納戸×2（附属資料概略間取図の通り）
品　　等	普通	
保守管理の状態	劣る	
建物の利用状況	令和8年7月6日：内部立入調査 建物所有者Ａが住居として使用している。	
特　記　事　項	① 本件建物は建築確認申請の完了検査済み（番号：H16確済建築神奈川県04303、平成17年3月9日交付）が出ている。 ② Ａ（債務者兼所有者）によれば、本件建物について、排水・水回りのトラブルはありません。雨漏りもありません。建物の傾斜や壁穴・大きなひび等もありません。唯一不具合があるのは台所にある水道の蛇口から水がポタポタ垂れるくらいです、多分パッキンが壊れていると思うので近々修理する予定です。ペットは飼っていません。 お隣さんのブロック塀が境界杭を 5cm程超えて私の土地に入っているのですが、私自身そこまで気にしているわけではないの	

	で、その件で特にお隣さんと言い争いとか裁判沙汰になっているとかはないです。 本件建物には床暖房やソーラーパネルといった設備はありません。本件建物は国道１号沿いにありますが、本件建物は防音対策をしっかりしているので自動車の騒音は気になりません。他に住んでいて気になる点はありません。 ③ 本件建物内部を立ち入り調査時に目視により確認した範囲においては、経年劣化による汚損や損傷が認められるものの躯体に関わる大きな損傷等は認められなかった。 ④ ２階納戸（２か所）及び３階ロフトについて、いずれも天井高が 1.4m未満であり、またロフトは一方が開放しているので、いずれも階層・床面積に算入しないと判断した。

第５　評価額算出の過程

１．基礎となる価格

①　物件１（土地）

目的土地の建付地価格を次のとおり求めた。

物件番号	標準画地価格（円／㎡）	個別格差	更地価格（円／㎡）	地積（㎡）	建付減価	建付地価格（円）
1	150,000	98 100	147,000	× 121.86	×0.95	＝ 17,020,000

標準画地価格：標準画地価格は下記の規準価格を中心に、その他の価格資料等を斟酌して決定した。

公示地　大磯－１

公示地価格		時点修正		標準化補正		地域格差		標準画地価格
165,000円／㎡	×	101.6／100	×	100／100	×	100／112	＝	150,000円／㎡

◇時 点 修 正：令和8年1月1日から評価日までの推定変動率である。

◇標準化補正：公示地は標準画地で補正の必要なし。

◇地 域 格 差：公示地の所在地域は目的物件の地域に比して、ほぼ同様の交通接近条件であるが、街路条件等で劣るものの、住環境条件等で優れ、総合格差で上記の通り。

◇個 別 格 差：目的土地は角地等でやや優れるが、形状（ほぼ台形）、上水道の引込み状況及び特記事項に記載したこと等でやや劣り、総合格差で上記の通り。

◇建 付 減 価：建付減価率を 5%と判定した。

② 物件２（建物）

目的建物の再調達原価を、建物建築費の推移動向を考慮した標準的な建築費に比準して求め、これに耐用年数に基づく方法並びに観察減価法を併用して求めた現価率を乗じて、建物価格を求めた。

物件番号	再調達原価（円／㎡）	現況延床面積（㎡）	現 価 率	建 物 価 格（円）
2	180,000	× 105.16	× 0.16	= 3,030,000

現価率

・経過年数22年、経済的残存耐用年数 8年、観察減価率（中古建物による市場性等を含み、保守管理の状態、特記事項に記載したこと等を考慮した。）40%

・耐用年数に基づく方法と観察減価法を併用し、現価率を下記のとおり査定した。

$$\text{現価率：}\frac{\text{経済的残存耐用年数 8年}}{\text{（経過年数22年＋経済的残存耐用年数 8年）}}\times(1-0.40)$$

$$=0.16$$

2．評価額の判定

前記により求めた価格を基に、土地については土地利用権等価格を控除し、建物についてはその土地利用権等価格を加算し、さらに競売市場修正等を施して、下記のとおり評価額を求めた。

① 土地利用権等価格

物件番号	建付地価格(円)	土地利用権等割合(注)		土地利用権等価格(円)
1	17,020,000	× 0.65	法定地上権	＝ 11,060,000

(注) 土地利用権等割合：土地利用権等を法定地上権と判定し、その割合を65%と査定した。

② 内訳価格及び一括価格

物件番号	基礎となる価格(円)	土地利用権等価格の控除及び加算(円)	占有減価修正	市場性修正	競売市場修正	その他の控除	評価額(円)
1	17,020,000	－ 11,060,000		× 1.0	× 0.7		＝ 4,170,000
2	3,030,000	＋ 11,060,000	× 1.0	× 1.0	× 0.7		＝ 9,860,000
一括価格（合計）							＝ 14,030,000

占有減価修正：必要なしと判定した。

市場性修正：必要なしと判定した。

競売市場修正：－30%と判定した。

その他の控除：必要なしと判定した。

第６　参考価格資料

１．公示地価格　大磯－１

所　　在：中郡大磯町高麗２丁目９７番１８外

「住居表示：高麗２－３－４４」

価　　格：165,000円／㎡

位　　置：ＪＲ東海道本線「大磯」駅の北東方約 1.6km

価 格 時 点：令和8年1月1日

地　　積：169㎡

供給処理施設：水道、下水

接 面 街 路：北東 4.7m町道

用 途 指 定 等：第一種低層住居専用地域（建蔽率 50%、容積率 100%）

地 域 の 概 要：一般住宅が多い南東傾斜の閑静な住宅地域

２．固定資産税評価額（令和７年度）

物件１　　１３，１３３，０９５円

物件２　　３，６０５，３１９円

第７　附属資料の表示

位置図

公図写（目的物件をA4判へ抜粋したものである。）

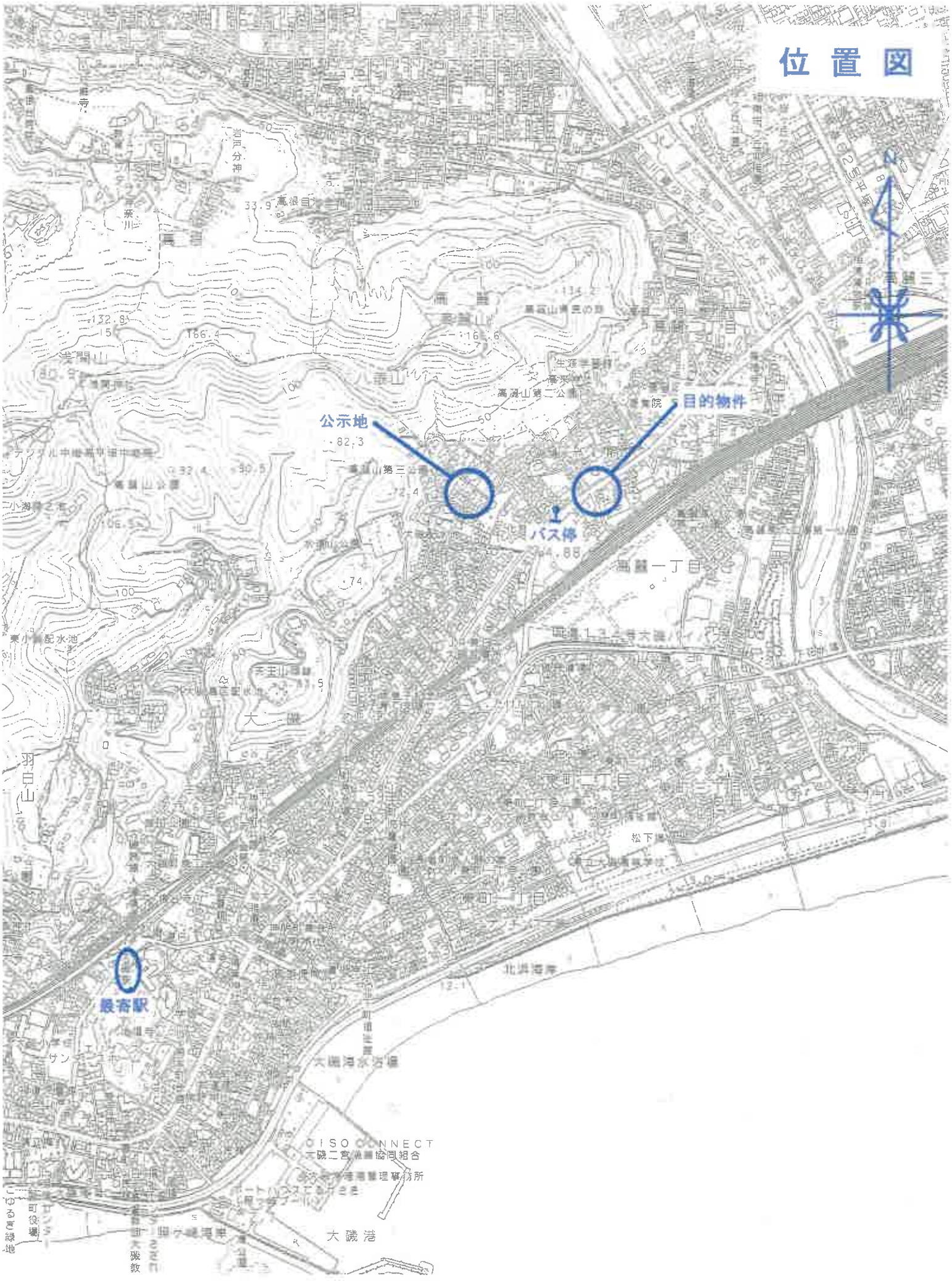
地積測量図写（残地：本図面はA3判からA4判へ縮小したものである。）

建物図面・各階平面図写（本図面はA3判からA4判へ縮小したものである。）

概略間取図

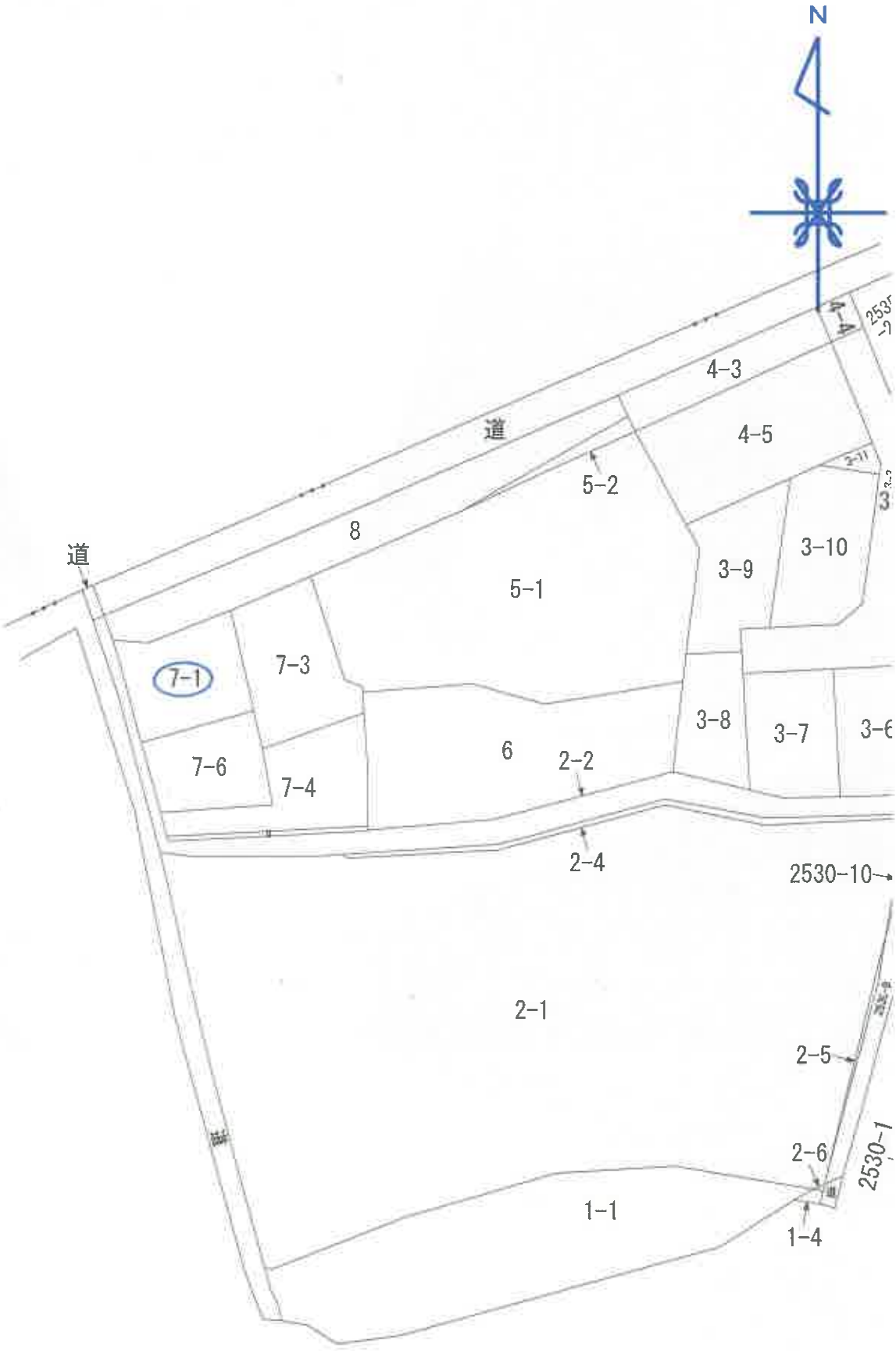
以　上

位置図



公図写

※ 地番の○囲みは目的物件を表示



本図面は、A3 判図面から抜粋したものである。

縮尺 1／600

登記年月日：昭和56年1月30日

725014

前 7-1　後・新同一・外

地番	7-4、7-1
土地の所在	中郡大磯町高麗 1丁目

地積測量図



B 13.225 ・ 3.285 ＝ 43.446125
16.967 ・ 4.471 ＝ 75.854957
16.967 ・ 7.336 ＝ 124.435978
243.736956
½ 121.868478 ㎡

A 243.73 − 121.868478 ＝ 121.861720㎡

物件1

（日測連S）

作製者	[redacted]	（昭和 56 年 1 月 24 日作製）

（日本土地家屋調査士会連合会用紙）

申請人	[redacted]	縮尺	1/250

56 1 30

これは図面に記録されている内容を証明した書面である。
（横浜地方法務局西湘二宮支局管轄）
令和8年3月23日　東京法務局
登記官

請求番号：81-2

本図面は、A3判を A4判に縮小したものである。　物件1（残地）

登記年月日：平成17年3月2日

これは図面に記録されている内容を証明した書面である。

（横浜地方法務局西湘二宮支局管轄）

令和8年3月23日　東京法務局

登記官 [redacted]

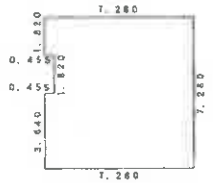
308014

各階平面図

建物図面 各階平面図

家屋番号	7番1
建物の所在	中郡大磯町高麗1丁目7番地1

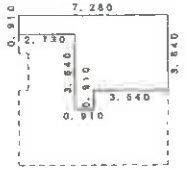
1階



求積表

0.455	× 1.820 =	0.828100	
6.825	× 7.280 =	49.686000	
0.455	× 3.640 =	1.656200	
	合計	52.170300	
	床面積	52.17㎡	

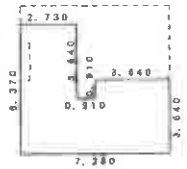
2階



求積表

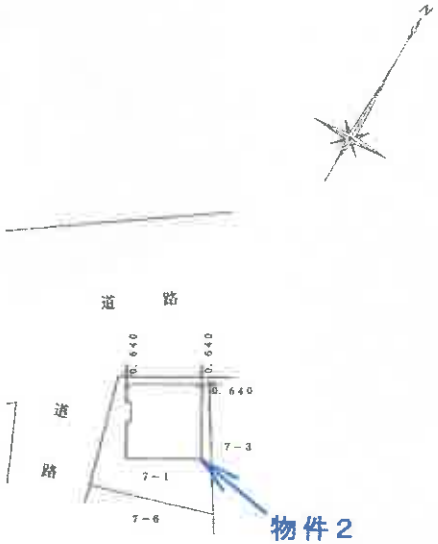
2.730	× 0.910 =	2.484300	
4.550	× 3.640 =	16.562000	
0.910	× 0.910 =	0.828100	
	合計	19.874400	
	床面積	19.87㎡	

3階



求積表

3.640	× 2.730 =	9.937200	
2.730	× 3.640 =	9.937200	
3.640	× 3.640 =	13.249600	
	合計	33.124000	
	床面積	33.12㎡	



作製者	[redacted] 17年2月6日作製)	縮尺	1/250
	(神奈川県土地家屋調査士会)		

申請人	[redacted]	縮尺	1/500

平成壱七年参月弐日 登記

請求番号：81-3

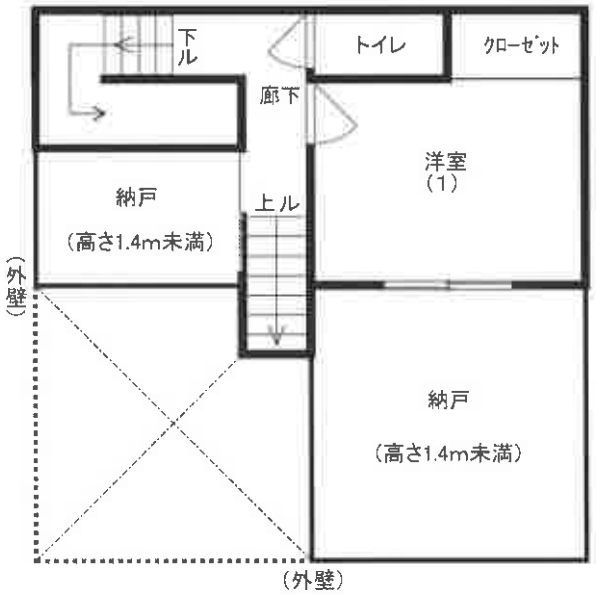
本図面は、A3判を A4判に縮小したものである。

物件2

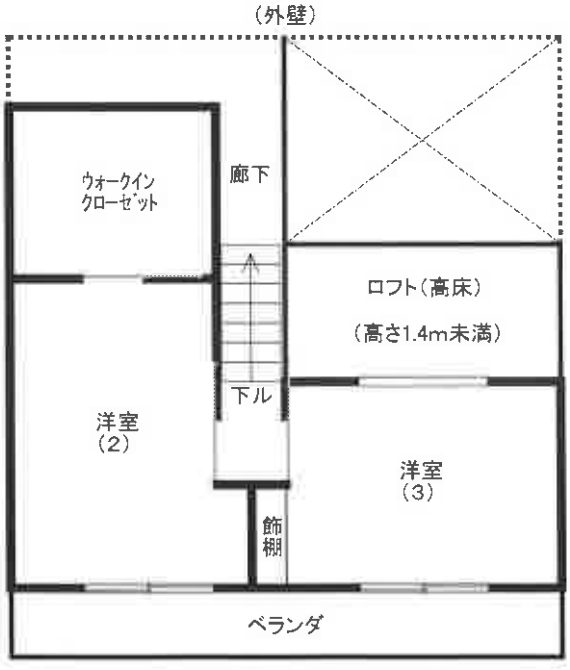
概略間取図



1階



2階



3階